

奈良県スポーツ推進審議会条例

(設置)

第一条 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定数)

第二条 審議会の委員は、十五人とする。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(任期)

第四条 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化・教育・くらし創造部において行う。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

奈良県スポーツ推進審議会運営規則

(奈良県スポーツ推進審議会 議決)

(目的)

第1条 この規則は、奈良県スポーツ推進審議会条例（昭和37年4月奈良県条例第49号）第7条の規定に基づき、奈良県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 審議会の会議は定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年2回以上招集する。ただし、会長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 臨時会は、会長が必要と認めたとき、又は在任委員の3分の2以上の者から会議に討議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときに招集する。

(幹事及び書記)

第3条 審議会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、会長が委嘱する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

4 書記は、会長の命を受け会務に従事する。

(議事録の作成)

第4条 会議の議事については、その顛末を記録する議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、会長のほかあらかじめ会長が指名する委員の2人以上が署名押印しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。